

進路だより

京都市立北総合支援学校
校長 小田 健司
高等部進路指導主事 瀬 信博
No.2 令和7年5月16日

取組紹介

○高等部進路説明会

4月22日(火)に高等部の保護者の皆様を対象に進路説明会を実施しました。お忙しい中ご参加いただきありがとうございました。当日参加できなかった方につきましては、配布資料をお目通しいただき、不明な点がありましたら担任を通じて進路担当までお尋ねください。

進路説明会で保護者の方からいただいたご意見・ご質問

Q1:「就労移行支援」と「自立訓練」の違いがイマイチわからない…

A1:「就労移行支援」「自立訓練」共に日中活動系の福祉サービスであり、概要は以下の通りです

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います

【期間】原則2年間(※最大で1年間延長できることもある)

【内容】軽作業や清掃、PC作業等を通した実務的な訓練

ソーシャルスキルトレーニング等、座学を通した訓練 など

【工賃】一般就労に向けた訓練・スキルの習得等が目的なので、基本的に発生しません

※ただし、事業所によっては訓練内容に応じて工賃が支給される場合もあります

【通所】自主通所が基本

自立訓練

生活訓練

機能訓練

【内容】

自立した日常生活を送れるよう、一定期間、生活能力の向上のための必要な訓練を行います

【内容】

自立した日常生活を送れるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います

【期間】原則2年間(※最大で1年間延長できることもある)

【工賃】基本的に発生しません

【通所】自主通所が基本

◎訓練後の移行先として、「就労移行支援」では主に一般就労を、「自立訓練」では主に就労継続支援B型などの福祉就労に移行していくケースが多いです

Q2:18歳までにしておかなければいけないことは？

A2:18歳以降、成人として福祉サービスを受ける場合、「障害支援区分」の認定が必要な福祉サービス(生活介護、施設入所等)については18歳になるまでに区分の認定を済ませておく必要があります。区分の認定には①担当ケースワーカーからの聞き取り調査②主治医の意見書の提出の2つが必要になります。18歳以降に利用する福祉サービスを確認しながら、高3時点で担当ケースワーカーと確認し話をすすめていく必要があります。

「障害支援区分」についての詳細が記載されています。是非参考にしてください



○事業所見学について

高1 7月4日(金)10:00～進路説明会を実施する予定です。進路状況や今年度の流れ等についてご説明します。また現時点の高等部卒業後の進路希望や事業所見学の希望先等の確認のために「進路希望調査書」を配布させていただきます。ご希望に基づいて、夏休み明けから随時見学を実施していきます。見学希望先の選定については、この「進路だより」や職員室前に掲示してある事業所パンフレット等を参考にしながら情報収集を始めてみてください。また視点として◆ご自宅付近にどんな事業所があるか探してみる◆現在の姿から、通う方法や通える範囲を考える(徒歩圏内？バスや地下鉄？乗換の有無は？送迎必要？)◆得意な作業から考える◆必要な人・環境から考える(車いす等でも活動できる環境が必要？看護師さんの常駐が必須？)といったような条件も含めてご検討いただけたらと思います。

高2 進路希望調査書をもとに随時見学開始(原則一人3カ所を目安とする)

高3 必要に応じて個別に実施します

○前期個別進路相談[高3] 5/26(月)～6/6(金)の期間内で個別に実施



参加者

本人、保護者、担任、学年主任、進路担当

各行政区役所担当のケースワーカー、その他個に応じた関係機関

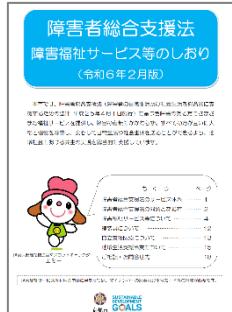
内容

関係機関との顔合わせ、進路希望や今後の流れ等の確認

※卒後の進路決定に関わる大切な取組になりますので、指定の日時に必ずご参加をお願い致します

情 報 ひ ろ ば

障害福祉サービス等のしおり



障害福祉サービスに関わる情報が
たくさん記載されていますので、ぜひ
一度ご覧ください！

障害保健福祉のしおり



(主催:京都市保健福祉局障害保健福祉推進室)

(主催:京都市保健福祉局障害保健福祉推進室)